



生命保険の定期的な見直し



2017年の販売開始以来、多くの経営者様のニーズをつかみ、一代ブームを巻き起こした全損保険。世間では節税保険とも言われてきた商品ですが、今年2月に販売停止となり、各保険会社の過熱競争は終焉を迎えることになりました。国税庁より6月28日に法人保険に関する通達が発表され、各社新たな商品開発へという流れになっております。通達内容を見る限りでは、今後「節税保険」と呼ばれるような商品の開発は難しいというのが各保険会社の反応です。今後は本来の万が一に備えた生命保険、事業保障、相続、福利厚生といった場面で活躍できるような商品が主流になると考えられています。

以上の点を踏まえ、弊所では下記の事例に当てはまるようなお客様に既契約保険の見直しを進めています。「あれ？ウチはまだやってもらってないで」という場合は、加入されている保険証券等を担当者にお渡しください。



① 数年前に加入してそのまま

契約満了の時期が変わらなければ、保険料率の見直しなどで支払保険料が安くなる可能性があります。

② 更新型の保険に加入している

更新型保険は80歳で保障が終了するものが多くなっています。長期保障をお考えの場合はあらかじめ長い保障を確保し、保険料の平準化をご検討ください。

③ 解約返戻金がある保険に加入している

一般的に、解約返戻金がある定期保険等は、保険期間満了時に解約返戻金がゼロになります。急な資金需用の活用にお考えの場合には、保障額と現在の解約返戻金を定期的に確認することが重要です。解約時には保障が無くなってしまいますので、その場合に備え保障重視の保険をご検討ください。

法人保険には様々な種類があります。万が一に備えた生命保険以外にも福利厚生プラン、医療保険、資産形成、相続対策の一環として活用いただける保険もございます。

弊所はこれからも随時ご案内いたします。ご不明な点等がございましたら、担当者にお申し付けください。よろしくお願いいたします。



(文責 岸本 圭司)

